

インド、パキスタンの核実験と日本の 原水爆禁止運動の課題

安 齋 育 郎

緒 言

- 第1章 インド、パキスタン対立の背景
 - 第1節 イギリスの植民地から独立への道
 - 第2節 インドとパキスタンの紛争
 - 第3節 インドの核兵器開発
 - 第4節 パキスタンの核兵器開発
 - 第5節 核保有国とインド、パキスタン両国の関係
 - 第2章 インド、パキスタン核実験が示したもの——核不拡散体制の矛盾
 - 第1節 核不拡散条約の差別性
 - 第2節 核不拡散条約と核兵器廃絶の展望
 - 第3節 日本の原水爆禁止運動と核兵器全面禁止・廃絶条約の要求
 - 第4節 国際世論の動向
 - 第3章 日本政府の核兵器政策の問題点
 - 第1節 日本政府の核兵器政策
 - 第2節 国際社会における日本政府の主張とその背景
- 結 語

緒 言

1998年5月11・13日にインドが24年ぶりに核実験を行なった。公表された情報を総合すると、実験の態様は以下のごとくである。

実験名	シャクティ作戦 ¹⁾	
実験場所	ラジャスタン州タール砂漠ポカランの地中	
日 時	1998年5月11日午後3時45分 1998年5月13日午後0時21分	
内 容	5月11日（同時に3発）	核分裂装置 ²⁾ 威力12キロトン 熱核装置 ³⁾ 威力43キロトン 低爆発力装置 ⁴⁾ 威力0.2キロトン
	5月13日（同時に2発）	低爆発力装置 威力0.5キロトン 低爆発力装置 威力0.3キロトン

この核実験の影響については、実験場から約10キロメートル離れたラジャスタン州ケトライ村で、民家の壁に亀裂が入る、実験後に鼻血、吐き気、皮膚や目の炎症が複数の村民に見られる、池の水が混濁する、牛の乳量が減少するなどの現象が観察された⁵⁾。

こうした事態に対して、同月28日・30日、パキスタン・イスラム共和国が計6発の核実験を行った。その態様は、以下のごとくである。

実験場所 バルチスタン州チャガイ丘陵の地中

日 時 1998年5月28日午後3時16分

1998年5月30日午後1時10分

内 容 5月28日（同時に5発）いずれも核分裂装置（原爆）で、最大の威力のもので40—45キロトン、他は小さい。

5月30日（1発）爆発威力14—15キロトンの原爆。

両国は「核保有国」であることを宣言したが、現行の核不拡散条約はその第9条で「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」を核兵器国と定義しており、核兵器の保有を公然と宣言した国の誕生はほとんど30年ぶりのことであった。そして、それはまた、核兵器の拡散を防止する上での核不拡散条約体制の有効性を根底から疑わせるものであり、核軍縮の展望についての根本的な再検討を求めるものであった。

本稿では、インド・パキスタン両国の対立の本質について考察し、日本の核兵器政策を含めて核軍縮をめぐる問題点を抽出するとともに、核兵器廃絶の展望について検討する。

第1章 インド，パキスタン対立の背景

第1節 イギリスの植民地から独立への道

インドは第2次世界大戦後にイギリスから独立した主権国家である。イギリスとインドの関係は17世紀初頭に逆上る。ポルトガルとスペインの貿易独占に対抗して、17世紀の初め、イギリス・オランダ・フランスが相次いで「東インド会社」を設立し、国家間の対立を深めていった。1757年、イギリス—東インド会社軍がフランスとベンガル太守の連合軍をカルカッタ北方のプラッシーの戦いで破り、ベンガル地方の支配権を獲得し、その後もインド全域に勢力を拡大していった。

綿・香辛料・茶などの貿易で莫大な利益を上げたイギリスは、産業革命による綿工業の発展を背景に、インドから安価な綿花を輸入し、機械で生産した綿布を輸出する貿易で膨大な利益を上げた。インドでは茶や阿片の生産が進められ、鉄道・通信網が縦横に敷かれた。19世紀には貧困に喘ぐインド人民の反乱も起こったが、イギリスは東インド会社を解散して直接統治方式に転換し、1877年にはヴィクトリア女王を皇帝とするインド帝国を成立させた。

インドでは農民を中心にイギリスの支配に抵抗する反乱が起こり、都市の知識人や民族資本家による民族運動も活発に展開されたが、人種や言語の違い、ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒（ムスリム）の反目、カースト制度による亀裂など、インド人内部の対立も激しく、イギリスはそうした対立を利用して民族運動を抑圧した。

1914-18年の第1次世界大戦の中で、イギリスはインドの自立を約束したが、大戦後には約束を反故にして抑圧を強めた。モハンダス・カラムチャンド・ガンディー（1869-1948⁶⁾が非暴力抵抗運動を主唱して民衆を指導し、1927年にはジャワハルラル・ネルー（1889-1964⁷⁾の指導する国民会議派が完全独立を要求するに至った。イギリスはヒन्दゥー教とイスラム教の対立を利用して独立運動を抑え込む方針をとったが、1935年には州を単位とする自治制度を導入するなどの妥協を図った。第2次世界大戦後の1946年2月、ボンベイ（現在のムンバイ）で水兵の反乱が起きたのを契機に反英運動が拡大し、翌47年2月、イギリス労働党政権はついに独立の承認に踏み切った。

折からインド国内ではヒन्दゥー教徒とイスラム教徒の対立が激化し、8月、ヒन्दゥー教徒を主体とする「インド」とイスラム教徒の国家「パキスタン」の二国に分離して、イギリスの自治領として独立した。しかし、両教徒の対立はその後も続き、融和を説いていたガンディーは翌48年1月に過激なヒन्दゥー教徒の手で暗殺されるに至った。やがて、インドはネルーのもとで1950年に憲法を制定して「インド共和国」に、また、パキスタンは1956年に憲法を制定して「パキスタン＝イスラム共和国」となった。パキスタンは東西に分離した「飛び地国家」であったが、1971年、東パキスタンは「バングラデシュ人民共和国」として独立した。

第2節 インドとパキスタンの紛争

インド国民の約83%はヒन्दゥー教徒である。ヒन्दゥー教はインド古来のバラモン教がさまざまな民間信仰や仏教の教えの一部を吸収して成立した宗教である。バラモン教が現れる前のインドには、神々の讃歌「ヴェーダ」を聖典とする宗教があったが、紀元前10世紀頃から祭を司るバラモンの力が強くなり、祭式を重視するバラモン教が成立した。バラモン教は社会のありように深く関係し、バラモン（司祭者）、クシャトリヤ（王族・武人）、ヴァイシャ（庶民）、シュードラ（奴隷）の4つの身分を規定する「ヴァルナ制度」を生み出した。この制度は後に職業選択や婚姻関係をも規定する「カースト制度」を生み出すもととなった。現行のインド憲法は、その第340条第1項において「性・宗教・階層による差別」を禁じているが、実情とは乖離しているため、近年、経済的に恵まれないカーストに対する優遇措置が検討されてきた。しかし、中・高カースト層からの反発が強く、その実行には困難が伴われている。

一方、パキスタン国民が信奉するイスラム教は、唯一神アッラーからムハンマド（マホメット、570頃-632⁸⁾）に託された啓示をまとめたとされるコーランを聖典とする宗教である。1日5回の礼拝、ラマダーン（イスラム暦第9月）の期間の日中断食、メッカへの巡礼などを励行することを求めている。イスラム教も社会のありように深くかかわっており、宗教儀礼の規範だけでなく、刑法や民法の類いに至るまで、「コーラン」の教えに基づいた「シャリーア」と呼ばれるイスラム法によって決められている⁹⁾。

一方、ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒という異なる信仰生活を営む人々が住むインドとパキスタンの間には、カシミール地方の帰属をめぐる紛争が続いてきた。

この地域は、独立した時点で77%がイスラム教徒だったが、藩王がヒन्दゥー教徒であったため帰属をめぐる対立が起こった。また、カシミール地方は豊かな天然資源に恵まれており、とくにパキスタンにとってはインダス川上流の水源地帯として死活的な重要性をもつ地域であり、こ

の地域の帰属は単なる宗教的対立以上の戦略的な問題を孕んでいる。

1947年、この地域の帰属をめぐるインド、パキスタン両国間で武力衝突が起こったが、国連が調停に入って休戦した。しかし、57年にインドがカシミールを併合したのを契機にパキスタンの武装ゲリラが入り、65年には第2次インド・パキスタン戦争に発展した。翌66年1月、ソ連の斡旋でいったんは平和的解決を約束したものの、その後も火種はくすぶり続けた。そして、1971年、インドが東パキスタンの独立運動を支持する形で第3次インド・パキスタン戦争が勃発、インドがパキスタンを圧倒し、東パキスタンは「バングラデシュ人民共和国」として独立した。

カシミールをめぐる紛争は解決することなく、今日なお続いている。インドが核実験を行なった1週間後の5月20日、カシミール地方の停戦ライン（実効支配線）でパキスタン軍が発砲し、インド軍がこれに応戦する武力衝突があった。カシミール地方のイスラム教徒には、パキスタンへの帰属を求めるグループのほか、両国からの独立をめざすグループもあって、単純ではない。分離運動組織の本部がパキスタン内にあることも両国の摩擦の原因になっており、武力衝突勃発の危険性は常態化している。こうした状況のもとで、両国が地域紛争向きの小型の核兵器を実戦配備することになれば、それらが使用される危険性は単なる杞憂とばかりは言い切れない。

第3節 インドの核兵器開発

インドは、1974年5月、今次核実験と同じタール砂漠のポカラン実験場で初めての地下核爆発実験に成功したが、国際社会には「平和目的のための核爆発装置」と発表された。このときの原爆は長崎原爆と同じプルトニウム原爆¹⁰⁾で、ボンベイ（ムンバイ）の北東に位置するトロンバイにある研究用の原子炉の核燃料から抽出されたプルトニウムが使われたと言われている。その後インドの核技術は大幅に進歩し、核燃料サイクル全体を扱うことのできる技術をもっていると言われる¹¹⁾。

インドの核兵器開発のきっかけは、第1に、1962年に中国との国境紛争に敗れたこと、第2に、1964年に中国が核実験に成功したことだったと言われるが、第3に、東方に位置する隣国・パキスタンが核兵器を開発するのではないかという懸念も推進原因となった。

インドの核兵器保有能力については、広島原爆と同規模の原爆を4～6個保有しているのではないかとの評価があったが、1998年5月の核実験でインドは原爆ばかりか水爆1個を含む5個の核兵器を用いたので、技術的にはさらに進んだ段階にあることは明らかである。1995年のストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の評価では、インドは核兵器80発分のプルトニウムをもつとされていた。しかし、『ジェーンズ・インテリジェンス・レビュー』の1998年7月号は、「インドの潜在的な核保有能力はイギリスの現有核戦力を大幅に上回り、中国・フランスに匹敵する」と報告している。同誌は、インドの核兵器生産は主として2基の研究用原子炉が生産するプルトニウムに依存していると推定し、そこから推定される核兵器保有数は20—60個としている。ところが同誌は、インドが「発電用原子炉によって生産される商業用プルトニウムを用いた核兵器開発を計画している」と推定し、商業用原子炉から生産されるプルトニウムを含めると、インドは390—470発の核兵器保有能力があると評価している。イギリスの核兵器保有数は約260発、中国は約400発、フランスは約450発と推定されているので、インドの核兵器保有能力は「イギリスを越え、中国・フランスに匹敵する」ということになる。

インドは、また、陸・海・空の核弾頭運搬手段を開発中である。「スホイ戦闘機」はパキスタンや中国との核戦争に使える能力をもっている。射程150—250キロメートルの短距離ミサイル「プリトビ」は実験を終了して実戦配備が可能になりつつあり、水上艦艇からの発射は2001年にも可能となる。射程が2500キロメートルという対中国むけの中距離ミサイル「アグニ」もすでに1994年に第1段階の実験を終え、「アグニⅡ」の段階に進んでいる。また、潜水艦発射ミサイル（SLBM）「サガリカ」は2010年配備にむけて開発中と言われている。

インドは、前政権のゴウダ内閣時代にも「核オプションを堅持する」ことを外交政策の基本に置いていた。そして、1996年6月、国連軍縮会議第2会期で、当時交渉中だった包括的核実験禁止条約（CTBT）への署名を拒否する考えを明かにした。その理由として、①核兵器廃絶の期限が条約に盛り込まれていないこと、および、②CTBTでは核爆発を伴わない模擬実験は許されているため、核兵器開発は依然として続くこと、などを挙げている。この主張は、国際社会では、核保有国が自らの核兵器廃絶について責任ある政策を示さず、その一方でCTBTにはコンピュータ・シミュレーションや臨界前核実験などの抜け道があるという状況のもとでは一定の正当性をもつ主張と受け取られた面があったが、今次核実験によって、それが自らの核武装のための言い訳に過ぎなかったことが示される形となり、国際社会の批判を招いた。現在のバジパイ政権は1998年3月に発足したが、核実験そのものは現政権発足以前から準備されていたことは明白である。

バジパイ首相率いるインド人民党（BJP）は1980年に創立されたヒンドゥー至上主義政党である。もともとは北インドの上位カーストや都市部の商業関係者や自営農民を主な支持母体としていたが、その前身は1951年に創立されたインド大衆連盟「ジャンサン」であった。ヒンドゥー教を基礎に青少年を教化し、棍棒を用いた格闘技や突撃訓練に励む民族義勇団（RSS）を組織している。インド人民党の幹部の大半はRSSの出身で、党に対する強い影響力をもっている。ヒンドゥー至上主義を掲げる勢力は、1992年12月、アヨーディヤー（現在のウッタル・プラデシュ州のアウド）の聖地を奪回すると称して、同地のイスラム寺院バブリー・マスジット・モスクを破壊する事件を起こし、これがインド全土でイスラム教徒虐殺事件が起こるきっかけとなった¹²⁾。

インドは公式的には「核兵器の製造能力はあるが、開発・保有はしない」と言明してきた。しかし、インド国内には「核保有大国ナショナリズム」が根強く存在し、近年の『インディア・トゥデイ』誌の世論調査でも「核実験賛成」が60%を越え、核兵器開発のためには「経済制裁も辞さない」ことに賛成する人々が50%を越えていた。今次核実験後インドは「核保有国宣言」を行った。

第4節 パキスタンの核兵器開発

パキスタンは1971年の第3次インド・パキスタン戦争において、ソ連の援助を受けたインドに敗北した。その3年後の1974年にインドが核実験を行って以来、パキスタンは核兵器開発に動き出した。この秘密プロジェクトの中心人物は、当時オランダで濃縮ウランの研究をしていたアブドゥル・カーン博士であり、目標は「インドと同等またはそれ以上の核開発能力をもつことをできるだけ早く示すこと」だったと伝えられている。

パキスタンは原子力発電開発に力を注ぎ、当初はフランスから必要な物資や技術の供与を受け

ていた。やがてアメリカの圧力でフランスが撤退した後は、中国からの支援が中心となった。パキスタンは、ウランとプルトニウムの両方の生産体制を追求してきたが、カフタにウラン濃縮施設と濃縮ウランを用いた研究炉を建設するとともに、プルトニウム利用の研究も推進してきた。

1979年、ソ連軍がパキスタンの隣国アフガニスタンに侵攻し、いわゆる「アフガン紛争」が勃発した。この時、西側諸国はソ連と敵対関係にあるパキスタンを支援し、同国の核兵器開発疑惑は不問に付された。¹⁴⁾ 5月28日・30日の核実験の後テレビに登場したカーン博士は、「核兵器開発に必要な部品は何でも世界中から買い求めることができた。もしある国が拒んでも、別の国から買うことができた。実に簡単なことだった」と証言している。濃縮ウラン工場が必要とされる部品をドイツから「ボールペン」を偽装して輸入したり、水爆開発に必要なトリチウム（三重水素）をヨーロッパから密輸することもできたという。アメリカは「ソ連の進出に対する防波堤としてのパキスタン」と「核兵器開発を密かに進めつつあるパキスタン」とを戦略上の重要性を基準に比較していたが、1990年、ブッシュ政権はパキスタンの核開発疑惑を公然と批判し、経済や技術の援助を停止した。パキスタン政府は「技術的には核兵器開発は可能だが、1989年以降は開発を凍結している」と言明したが、1993年1月、ロシアの対外情報局は「パキスタンはすでに4～7個の核兵器を保有している」と発表、¹⁵⁾ パキスタンのベグ元陸軍総参謀長やシャリフ首相らも暗に核兵器保有を示唆する発言を行うなど、疑惑を深めていた。今回の核実験を見る限り、これらの指摘はほぼ正確だったと言えよう。

1995年4月には、アメリカの「ワシントン・ポスト」紙が、「パキスタンは中国が設計した高濃縮ウラン原爆10個を保有している」と報道、翌1996年2月には、「パキスタンが濃縮ウラン施設用のリング型磁石5000個を中国から輸入した」ことを伝え、翌月、「パキスタンはバルチスタン州で地下核実験の準備をしている」ことを報道した。そして6月、パキスタンがサルゴダ空軍基地に中国からの技術導入による短距離ミサイル M11（射程280キロメートル、核弾頭搭載可能）を実戦配備し、それに搭載する小型核ミサイル開発に成功したらしいとのアメリカ情報筋の観測を報道したが、中国やパキスタンはこの報道を否定した。パキスタンは射程300キロメートルの短距離ミサイル「ハフト」を独自に開発、核弾頭を含む500キログラム弾頭を搭載して車で移動可能と言われてきた。そして1998年4月6日、パキスタンは核弾頭搭載可能と言われる中距離ミサイル「ガウリ」（射程1500キロメートル）の実験を行ったが、インドはこれを自らの核実験を正当化する理由として挙げた。

こうして見ると、インドとパキスタンの核弾頭および運搬手段の開発競争には、両国間にある歴史的な対立原因が根深く関係しているのに加えて、核保有大国が「核抑止政策」を縦にし、その時々国際政治上の思惑がらみでそれぞれの陣営を支援するなどの恣意的な外交を展開してきたことが深く関係している。

第5節 核保有国とインド・パキスタン両国の関係

1947年、ジャワハルラル・ネルーがインドの首相に就任、外相を兼務して国家開発計画などによって社会主義型の国づくりを指導、米ソ冷戦の時代にあつて「非同盟・平和共存政策」を打ち出した。そして、国内的には、議会制民主主義、連邦制、¹⁶⁾ 政教分離、混合経済などを進め、国際的には、アジア・アフリカの帝国主義、植民地主義、人種差別主義の排除を求め、中国・周恩来

首相との平和五原則（1954年¹⁷⁾、第1回アジア・アフリカ会議（バンドン会議）における平和十原則（55年¹⁸⁾、核実験停止声明（57年）、第1回非同盟諸国会議（ベオグラード、61年¹⁹⁾、世界平和評議会の開催（ニューデリー、61年）、部分的核実験停止条約の調印（63年）などの政策を進めた。

ネルーの死後の1966年、その娘であるインディラ・ガンディーが首相に就任した。国民会議派の左派を率いて71年の選挙に勝ち、ソ連と平和友好条約を締結、第3次インド・パキスタン戦争で大勝してバングラデシュを独立させた。汚職容疑で77年の総選挙で敗北後、80年の総選挙で再び咲いたが、少数派シク教徒の弾圧など強権的な政治で反発を招き、84年にシク教徒警備兵に暗殺された。後継した長男のラジヴ・ガンディーは89年の総選挙で過半数に達せず、内閣総辞職の後、遊説中に暗殺された。

ガンディー施政下のインドは親ソ政策をとってきたが、中国との関係はどうだったか。中国とインドはヒマラヤ山系の国境線をめぐって20世紀の初めから対立していた。中国の主張する国境線は、インドが領有権を主張するカシミール地方に深く食い込んでいる。1959年、それまで中国に組み入れられていたチベットで寺院や貴族が自立を求めて反乱を起こしたが、結局中国軍に鎮圧され、ダライ＝ラマ14世はインドに亡命した。これを機に中国とインドの国境紛争は激化し、62年には武力衝突に発展、中国はインドのアッサム州のヒマラヤ南麓とカシミール州ラダク地区を占領した。周恩来とネルーの首脳会談も解決には至らず、中ソ関係の悪化やインドのソ連接近の中で、中国とインドの関係も悪化していった。

中国とソ連はともに社会主義国であったが、国際共産主義運動の路線をめぐって対立し、フルシチョフの「平和共存路線」に対する中国の不満、中印国境紛争に対するソ連の批判、ソ連技術者の中国からの引き上げ、米ソ主導の部分的核実験停止条約に対する中国の批判などで関係が悪化し、1969年3月にはウスリー江のダマンスキー島（珍宝島）で武力衝突が発生、紛争はアムール川（黒竜江）、新疆ウイグル自治区と続いて死傷者が出るに至った。

中国とパキスタンの関係はどうか。すでに述べたように、パキスタンは1965年に第2次インド・パキスタン戦争を戦ったが、翌66年、ソ連のコスイギン首相の仲介で停戦した。しかし、この後、パキスタンはインドに対抗して中国に接近していった。

こうした国家関係が、この地域の和平の条件づくりを困難に陥れていった。1979年のソ連によるアフガニスタン侵攻を機に、アメリカがソ連の防波堤としてパキスタンを支援したことも、インド・パキスタンの核兵器開発競争に悪影響を及ぼした。

インドは、冷戦構造の崩壊後に「親ソ路線」を転換、中国との関係を調整するとともに、アメリカとの関係改善に乗り出した。インドとアメリカの間では1991年から96年にかけて外務および陸海軍高官の相互訪問や協議が行われ、92年5月にはインド洋上で合同軍事演習「マラバール92」も実施された。アメリカ資本の対インド投資もここ数年急激に増大し、91～95年の実行投資累積は約161億ルピーに達し、日本の約64億ルピーをはるかに凌駕している。

核兵器拡散の面でのアメリカの対インド・パキスタン政策はどうか。

軍事・経済面での近年の協力関係の発展にもかかわらず、インドは核不拡散条約（NPT）の評価についてはアメリカに同調せず、依然として加盟を拒否している。そして、1995年の「NPT再検討・延長会議」にもオブザーバーとして招待されたもののこれに欠席、アメリカが94年4月に提案したインド・パキスタンの核兵器およびミサイルの開発凍結に関する9カ国協議にも、参

加を拒否していた。

一方、1995年4月、パキスタンのブット首相は訪米してクリントン大統領らと会談、関係改善に動き出した。アメリカは核疑惑のある国は経済援助や軍事援助の対象から除外する「プレスラー対外援助修正条項」を取り決めていた。冷戦時代のパキスタンに対しては「対ソ防波堤」の意味もあって同条項の適用を猶予していたが、ブッシュ政権下の1990年にこれを発動、「核兵器開発疑惑」を理由に経済援助を停止した。しかし、1995年10月、アメリカ議会は「ブラウン修正条項」を可決してパキスタンに対する武器供与や経済援助を再開した。その背景には、アメリカがパキスタンに対して、イランなどの「イスラム原理主義」に対する防波堤の役割を期待したためとも考えられている。

こうして見ると、インドとパキスタンの核開発競争の背景には、イギリスによる長い植民地支配の時代に醸し出された民族間・宗教間の対立に加えて、戦後の核兵器大国による恣意的な世界管理政策の追求があったことが分かる。

第2章 インド・パキスタンの核実験が示したもの——核不拡散条約体制の矛盾

第1節 核不拡散条約の差別性

インド・パキスタンの核実験によって鋭く示唆されたことは、一部の国々の核兵器保有を特別扱いするような核不拡散条約体制のもとでは、核兵器の拡散それ自体も防げないという事実である。

核不拡散条約（NPT）は1968年6月に国連総会で採択され、7月にアメリカ・イギリス・ソ連など62カ国によって調印され、1970年3月に「25年間の期限つき」で発効した。日本は1976年5月にこれを批准したが、インドやイスラエルは加盟しなかった。また、中国およびフランスは、米ソなど核大国の現状を固定化するものとして反発し、条約に参加しなかった。²¹⁾

米ソ両国が核不拡散条約体制を敷いた意図は、既存の核保有国以外に核兵器を保有する国家が出現するのを防止するためであって、自らの核兵器保有に対しては極めて寛大であったことを特徴とする。条約は「核兵器国」と「非核兵器国」とを区別し、1967年1月1日の時点で核兵器を保有している国²²⁾、つまり、アメリカ・ソ連・イギリス・フランス・中国の5カ国を「核兵器国」とし、それ以外を「非核兵器国」としている。1998年5月にインドおよびパキスタンが核実験を行い、自ら「核保有国」であることを国際社会に宣言したからといって、それによってこの条約上の「核兵器国」になった訳ではない。条約上はあくまでも、1967年時点で核兵器を保有していた5カ国のみが核兵器国である。

条約は、①核爆発装置およびそれに関する技術の非核兵器国への移転禁止、②非核保有国の核兵器製造の禁止、③平和目的以外への原子力の転用禁止、などを規定しているが、非核保有国の安全保障についての規定は何もなく、核保有国の核軍縮義務については第6条に一般的な規定があるだけであった。すなわち、条約第6条は、締約国の義務を次のように規定している。

「核軍備競争を早い機会に停止し、核軍縮ひいては厳格かつ効果的な国際査察の下での全面完全軍縮を達成することに関係する実効のある措置を、誠意をもって追求する交渉を行うものとす

る」

しかし、事実上、この規定は実効を上げ得なかった。実際、核不拡散条約が発効した後も核兵器国の核弾頭は増大の一途をたどり、核弾頭の面でも、運搬手段の面でも、ますます脅威に満ちた核兵器が登場した。したがって、5年おきに開かれた「NPT再検討会議」でも、核保有国が義務の履行に怠慢で、実質上、非核保有国に一方的に義務をおしつける差別的な条約だとして、非核保有国から「NPTは核保有国と非核保有国の間の差別を固定化するもの」との強い批判が提起されることとなった。1990年9月に開催された再検討会議では、核保有国と非核保有国の対立から最終文書が採択されない事態にまで立ち至った。

国連安全保障理事会は、1998年6月6日、インドとパキスタンの核実験を非難し、核不拡散体制の堅持を呼びかける決議を全会一致で採択したが²³⁾、これに対してインド外務省はと激しく反発する声明を発表し、「NPTは不平等な世界秩序である」と主張した。そして、安保理決議が核兵器の拡散防止を改めて求めたことについて、「われわれは、われわれに指図しようとする者よりもきちんとやっている」という表現で核保有国に批判を加えた。

NPTがもつこうした差別的な性格は、発効当初から今日に至るまで、根本的な矛盾として存在し続けている。

第2節 核不拡散条約体制下での核軍縮

インド・パキスタンの核実験は、ある意味において、核不拡散条約体制の矛盾を改めて先鋭な形で露呈したものに外ならなかった。

核抑止政策に基礎を置く核保有国が、ある種の軍備管理・軍縮条約に賛成するのは、殆ど例外なく、当該条約に参加しても核戦略の展開に支障がない場合に限定される²⁴⁾。

たとえばアメリカが「包括的核実験禁止条約（CTBT）」に賛成したのも、臨界前核実験やコンピュータ・シミュレーションなどによって核兵器開発をひきつづき追求できる見通しがあったからに外ならない²⁵⁾。

逆に、アメリカが国連総会で提案される「核兵器使用禁止決議案」や、期限を明確にして核兵器廃絶を実現することを前提に多国間交渉を直ちに開始することを求めるいわゆる「新アジェンダ連合」の決議案などに反対しているのは、それがアメリカの核戦略の展開に不都合だからに外ならない²⁶⁾。

一般に、核保有国間で締結される軍備管理・軍縮条約の実質的効果を評価する場合には、その内容を詳細に検討する必要がある。CTBTもそうした典型例の一つであるが、1987年に米ソ間で調印された「中距離核戦力全廃条約（INF条約）」の場合も然りである。同条約が廃棄対象としたのは、長射程（1000～5500キロメートル）および短射程（500～1000キロメートル）の地上発射弾道ミサイルと地上発射巡航ミサイルの本体および発射台で、未配備のものを含めて2611発（アメリカ＝859基、ソ連＝1752発）であった。この条約の成立の背景には、1970年代後半以来のヨーロッパにおける中性子爆弾配備反対運動に端を発する反核運動の展開があったが、米ソ両国がこれに同意したのは、INF条約の発効によって両国の核戦略の大綱が脅かされることがないからに外ならない。2611発のミサイルから取り外された核弾頭数は4143発（アメリカ＝859発、ソ連＝3284発）と推定されるが、核弾頭は「外されるだけ」であって「廃棄処分の対象」とはされていない。

すなわち、他のタイプの中距離ミサイルに搭載しても条約違反にはならないのである。核兵器体系の一部の構成要素に制約を加えるこうした「部分措置」が、核兵器廃絶という「全面措置」の実現にとって意味をもち得るためには、それが「核兵器は廃絶されるべきである」という考え方に裏打ちされたものである必要がある。「核兵器は世界平和のために必要である」という考え方を改めることなく、世論の動向に応じて核保有国が提起する軍備管理・軍縮条約には、自ずから限界があることは自明とすべきであろう。

核不拡散条約の場合は、新たな核保有国の出現を防止する一方、結果として既存の核保有国による核兵器独占を志向する性格を有する点で、1970年の発効当初から厳しい批判にさらされていた。最近では、いわゆる「ならず者国家」への核拡散の危険に対処するために自らの核兵器保有を正当化する主張も現れている。インドやパキスタンの核兵器開発は、一部の国による核兵器保有に寛容な核不拡散条約体制の破綻を示したものに外ならない。

第3節 日本の原水爆禁止運動と核兵器全面禁止・廃絶条約の要求

日本の原水爆禁止運動は1954年3月1日のビキニ被災事件に触発された核実験停止要求署名運動を契機に組織化され、思想・信条・職業・年齢・性別などを越えた国民的運動体としての原水爆禁止日本協議会（日本原水協）が発足した。翌1955年以来、日本原水協を中心に8月6日・9日の時期に原水爆禁止世界大会が開催され、核兵器廃絶を求める内外の運動の集約点としての機能を果たしてきた。

しかし、1963年に成立した部分的核実験停止条約の評価をめぐる運動に分裂がもたらされた。すなわち、当時のソ連指導部がこの条約についての特定の評価を「踏み絵」として運動に対する大国主義的な干渉を行なったため、世界の平和運動は深刻な分裂要因を内包することとなった。日本の平和運動も直接その影響を受け、原水爆禁止日本協議会（原水協）と原水爆禁止日本国民会議（原水禁）の鋭い対立を招いて、原水爆禁止運動は分裂する事態となった。これによって作り出された党派的対立を基調とする不協和音は、その後、平和運動、労働運動、文化運動などさまざまな分野の国民運動に影を落とし、日本青年団協議会や全国地域婦人団体連絡協議会などの市民団体が中央レベルの平和運動から撤退する結果を招来した。

米ソ冷戦は1960年代を通じて対立の度を深め、核軍備競争は「相互確証破壊（MAD, Mutually Assured Destruction）」²⁷⁾と呼ばれる段階に達していた。

国連総会は核兵器廃絶を求める決議を多数で採択していたが、それ自身は政治的拘束力をもたない上、国連決議に基づいて軍縮問題を審議するジュネーブの軍縮委員会が米ソ共同議長制だったこともあって、軍備管理・軍縮措置は両国の戦略展開に不都合のない範囲に限局され、核兵器廃絶には向かわなかった。こうした状況の打開をめざす非同盟諸国は歴史上初の国連軍縮特別総会の開催を求め、1978年5月にそれが実現した。²⁸⁾

この特別総会にむけて日本から502名の民間代表団が2000万人以上の署名（国連に核兵器完全禁止を要請する署名）を携えて渡米し、国連各国代表部に対する要請行動の後、全米各地に散って市民レベルの交流活動を繰り広げた。²⁹⁾

日本の原水爆禁止運動は、前年、「NGO 被爆問題国際シンポジウム」の開催を契機に14年ぶりの再統一にむけて機運が高まり、1977年原水爆禁止世界大会を共同で開催するに至っていた。

以後、世界大会の統一開催は被爆40年にあたる1985年まで続いたが、運営のあり方等をめぐって対立関係が再燃し、1986年には共催関係が崩れて、翌87年以降、世界大会の統一開催の条件は失われた。

筆者は、1977年の再統一の世界大会以来一貫して大会宣言の起草作業にかかわり、1984年および87年以降の大会では起草委員長を務めてきた。³⁰⁾

その立場から見ると、世界大会運動に象徴される日本の原水爆禁止運動の主張は、担い手の構成の変化にもかかわらず、「核兵器の脅威の根絶は、さまざまな部分措置の積み上げによってではなく、核兵器全面禁止・廃絶条約の締結による以外にない」という認識を基調としている点ではほぼ一貫していると言える。³¹⁾そして、全面措置と部分措置の関係については、その有機的結合の重要性が指摘されてきた。

日本の原水爆禁止運動が、核保有国が提起する「部分的核実験停止条約」や「核不拡散条約」や「中距離核戦力全廃条約」や「包括的核実験禁止条約」などに批判を加えてきたのは、それらが「核兵器全面禁止・廃絶」という目標を見えにくくする危険性をもつことを認識しているからに外ならない。その背景には、先に述べた通り、「核抑止政策を前提としている核保有国が軍備管理・軍縮条約に賛成するのは、当該条約への参加が核戦略の展開に支障を来さないという判断がある場合に限定される」という基本的な認識がある。さらにその背景には、核不拡散条約の第6条義務規程の裏で核保有国が核軍備競争を進めた事実や、包括的核実験禁止条約の陰で臨界前核実験やコンピュータ・シミュレーション技術の開発が進められてきた事実などによって蓄積されてきた根強い不信感がある。その結果として、現在、原水爆禁止世界大会実行委員会に結集している日本の原水爆禁止運動関係者の運動方針に関しては、核実験全面禁止や核兵器使用禁止等の有効な「部分措置」の要求によって核保有国政府の核戦略および非核保有国への核拡散の動きに制約を加えつつ、根本的には、そうした「部分措置」要求と核兵器全面禁止・廃絶条約の早期締結という「全面措置」要求とを結合させて運動を展開する方向が基本合意となっている。

第4節 国際世論の動向

1996年7月8日、国際司法裁判所は「核兵器の使用または威嚇は一般的に戦時国際法、とくに国際人道法に違反する」という勧告的意見を出した。これは、国連総会が国際司法裁判所に見解を求めていたもので、核兵器の違法性について国連機関である国際司法裁判所が歴史上初めて判断を下す機会となった。世界中で「ワールド・コート・プロジェクト（世界法廷運動）」が取り組まれ、国際的には国際法律家協会（IALANA）、国際平和ビューロー（IPB）、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）、日本国内でも被爆者、法律家、生活協同組合の組合員などが共同し、それを支持する「公的良心の宣言」署名運動などが取り組まれた。

国際司法裁判所の勧告的意見は「国家の存亡にかかわる場合」については核兵器使用の違法性についての判断を留保した点で徹底性を欠いた面はあったが、「一般的に国際法に違反する」とした点で核兵器廃絶運動を激励する役割を果たした。

さらに、同年12月5日、世界17カ国62人の元軍最高幹部たちが「核兵器廃絶に関する声明」を発表した。これは、アメリカのリー・バトラー元戦略空軍司令官とアンドリュー・グッドパスター元欧州連合軍最高司令官がまとめた見解を諸国の60人が支持したものであり、次のように主張

している。

「われわれの国土と国民の国家安全保障に生命を捧げてきたわれわれ軍事専門家は、核兵器保有国の兵器庫に核兵器が存在しつづけていること、その他の国がそれらの兵器を取得する現実の脅威が絶えず存在していることが、世界の平和と安全、および、われわれが保護に努めている国民の安全と生存に対する危険になっていると確信する」

「われわれは、核兵器のない世界を創出するという至高の歴史的重要性をもつ課題を与えられている。冷戦の終結がそれを可能にしている」

「(大量破壊兵器の) 拡散、テロリズム、新たな核軍備競争の危険がそれを必要としている。われわれはこの機会を逃してはならない。他に代案はない」

彼らは、「核兵器は広島・長崎以来使われていないが、人類の生存に対する明白かつ現実的な危険になっている」とし、文明破局の脅威は核兵器が廃絶されない限りなくならないと警告している。そして、①米ソにおける戦略核兵器や戦術核兵器の削減、(地上配備の) 中距離ミサイルの廃絶、②ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナによる核兵器の放棄、③NPTの無期限延長とCTBTの承認、などの動きを評価しつつも、「真の核軍縮は達成されていない」と断じ、さまざまな条約が「核弾頭の廃棄」ではなく「運搬システムのみ」の廃棄を規定していることを批判し、「核の脅威は抑止力となり得ず、まったく信頼性がない」という判断を示している。そして、①核兵器は直ちに大幅に削減されるべきである、②残りの核兵器は段階的に透明性をもって警戒態勢を解かれ、即応態勢は大幅に引き下げられるべきである、③長期的な核政策は、途切れることのない、完全かつ逆転のない核兵器廃絶という公然と表明された原則に基づかなければならない、の3点を要求している。

同声明では、「現在核兵器を保有していない諸国の一部が、彼らも安全保障の手段を提供されない限り、核兵器の取得と配備を永久に放棄することを約束しないであろうことは明らかである。もし現在の核大国が核の独占を保持し続けようとする限り、それらの国は取得をあきらめないであろう」と指摘したが、その後起こったインドとパキスタンの核実験および核保有国宣言は、まさにその指摘を証明することになった。

さらに、第52回国連総会では、期限を切って核兵器廃絶の実現を求めるマレーシア決議案が、賛成116、反対26、棄権24で採択された。賛成116の中には核保有国である中国も含まれているが、中国以外の核保有国は反対票を投じた。マレーシア決議案は「核兵器の開発、製造、実験、配備、貯蔵、輸送、威嚇または使用の禁止および核兵器の廃絶を規定する核兵器廃絶条約の早期締結へと導く多国間交渉を1998年に開始する」ことを呼びかけたものである。

第53回国連総会では48本の軍縮関連決議が圧倒的多数で採択されたが、期限を切って核兵器を全廃することを求める非同盟諸国提案の決議は110カ国の賛成で採択された。さらに、核保有国に対して自国の核兵器を廃棄する誓約と具体的措置の実行を求めたアイルランド、インド、スウェーデンなどの決議案は114カ国の支持を得たが、これまで核兵器廃絶に反対してきたNATO加盟16カ国のうち、ドイツ、カナダ、イタリアなど12カ国が棄権に回ったことも新たな兆候である。

1998年6月8日、非核保有8カ国（ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・スロベニア・南アフリカ・スウェーデン）の外務大臣が、アメリカ・ロシア・イギリス・フラン

ス・中国の核保有5カ国と、インド・パキスタン・イスラエルの核開発能力保有国の政府に、核兵器と核開発能力を直ちに最終的かつ完全に廃絶するよう明確に誓約すること」を要請する共同宣言を発した。

6月19日に欧州議会が採択した「インドとパキスタンによる核実験に関する決議」も、その第7項において、「核保有5カ国が条約上の義務を核兵器の完全廃絶にむけて緊急の義務を負っているものと解釈するよう呼びかける」ことを表明した。

1997年9月にイギリスのギャロップが1008人に対して行った世論調査では、「安全保障上核兵器を保有した方がいい」とする意見が36%だったのに対して、「保有しない方がいい」とする意見は59%であった。また、核兵器システムを維持するために年間15億ポンドの公的資金を使うことに「積極的に賛成する者」が12%だったのに対し、「積極的に反対する者」は41%に達した。さらに、イギリスが核兵器禁止の条約締結にむけて交渉することには“strongly agree”と“somewhat agree”を合計すると87%に及び、“strongly disagree”と“somewhat disagree”の合計は8%に過ぎなかった。カナダでは、1998年6月に1501人を対象とする電話調査の結果、5つの核保有国が核兵器を保有することは「受け入れられない」とする意見が77%に及び、同時期にドイツで1005人を対象として行われた調査でも「核保有国は直ちに核兵器廃絶にむけて行動を起こすべきである」とする意見が87%に達した。最大の核保有国であるアメリカにおいても、1998年6月18日、「核兵器の脅威を免れる安全な唯一の道は核兵器廃絶である」という認識に基づいて、リン・ウールゼイ議員ら16名が「核兵器禁止条約の早期締結にむけての多国間交渉の開始を大統領に促す決議案」を共同提案するに至った。³³⁾

第4章 日本政府の核政策の問題点

第1節 日本政府の核政策

世界で唯一、核兵器の実戦使用の惨劇を体験した日本の政府の核兵器政策は、日本の原水爆禁止運動の主張と鋭く対立している。

第1に、日本政府は「世界の平和と安全は最終的には核兵器による抑止によって保たれていることは事実である」という認識の上に立っている。すなわち、「核抑止論」の立場である。

「核抑止論」には2つの含意がある。第1は「核兵器国」対「核兵器国」のケース、第2は「核兵器国」対「非核兵器国」のケースである。米ソ冷戦時代は第1のケースの典型であった。相手が核攻撃を実行した場合には、それに倍する報復攻撃を行う意志と能力があることを示すことによって核攻撃を事前に抑止しようとする考え方である。

核兵器の威力は強大であるため、第1撃を受ければ壊滅的な被害を受けかねない。したがって、その種の危険に備えるには、2つのことが必要になる。すなわち、①敵の第1撃に生き残ること、②その上で敵に対する決定的な報復攻撃能力を温存し、それを発動することである。冷戦時代、米ソ両陣営はこうした考え方を基調として核戦略を構築し、その結果として「相互確証破壊」態勢がもたらされた。しかし、こうした相互威嚇による手詰まり状況に対しては、万一抑止が破れて敵が戦略核攻撃に踏み切った場合に予想される恐るべき状況——一方的降伏か、さもなくば、

対抗報復による相互破滅か——を考えると到底受容できないとする根強い批判が内在していた。

第2のケースは、核保有国が非核保有国の通常兵器による攻撃を核兵器によって未然に抑止する場合である。しかし、第2次大戦後一貫して核兵器は存在し続けたが、核保有国を巻き込む紛争・戦争はたびたび起こり、しかも、朝鮮戦争・ベトナム戦争・湾岸戦争等、戦争勃発後に核兵器の使用が検討されている。したがって、一旦抑止が破綻して戦争状態に陥ると、核兵器は広島・長崎型の使われ方——核保有国が非核保有国に対して核兵器を使用する——事態を招来する危険があることになる。先述した元軍最高幹部の「核兵器廃絶声明」に賛同した左近允尚敏氏（元統合幕僚会議事務局長）は、「朝鮮戦争以来、核保有国がかかわった戦争、紛争が数多く生じたことは、核に抑止する力がないことを示している」と書いている³⁴⁾。

第2に、日本政府は、「広島・長崎への原爆投下も含めて核兵器使用が国際法違反とは言い切れない」という立場をとっている³⁵⁾。

この立場の背景には、日米安全保障条約を基軸とする体制のもとで日本がアメリカの「核の傘」に依存しているという政策選択があろう。アメリカが国家および同盟国の権益を守るために核兵器は必要であるという前提の上に軍事戦略を構築し、必要と判断される場合には核兵器の使用も辞さないという立場をとる以上、同盟関係にある日本がアメリカの核兵器の使用を制約することはできない。核兵器の使用を戦争の手段として是認すれば、広島・長崎への原爆投下だけを違法視することは論理的に難しい。厚生大臣の私的諮問機関である「原爆被爆者対策基本問題懇談会」は、1980年12月11日、「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」と題する意見書を厚生大臣に提出したが、そこでは、「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命、身体、財産等について、その戦争によって、何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない」とされた³⁶⁾。

原爆被災をも「一般の犠牲」として受忍を迫るこうした主張には、原爆投下を違法視する観点は全く見られない。

第3に、「自衛のための小型の核兵器を保有することは憲法の禁止するところではない」という憲法解釈がとられている。憲法9条は、少なくとも、国際紛争を解決するための戦力の保持を禁止しているので、核兵器を保有するとすれば自ずから「自衛のため」以外のものではあり得ない。1998年6月17日、大森内閣法制局長官は参議院予算委員会の答弁で「核兵器の使用もわが国を防衛するための必要最小限にとどまるならば可能ということに論理的になろうかと考える」と発言した。しかし、「自衛のための核兵器」とはいかなる核兵器を意味し、どのような使い方をすることが「自衛」に該当するののかについては何も明らかにされていない。このような立場に立てば、自衛のためと称して核兵器保有の正当性を主張したインドやパキスタンの立場に異を唱えることは困難であろう。

第4に、日本政府は「非核3原則の法制化は必要ない」という立場をとっている。「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核3原則は沖縄返還に際して表明された原則で、「国是」とされてきたが、法的拘束力をもつものではない。これまでも「持ち込ませず」の原則の遵守を疑わせる少なからぬ証言が駐日アメリカ大使や軍関係者らによってなされている³⁷⁾。

日本政府はアメリカ政府のNCND政策（核兵器の存在を肯定も否定もしない政策）に「理解」を

示しているため、事前協議制度は設けられていても、核兵器の持ち込みについて協議が開かれたことはない。³⁸⁾

また、神戸市は神戸港に入港する艦船に対し「非核証明」の提出を求める制度（いわゆる「非核神戸港方式」）をもつが、1998年5月28日、カナダ海軍の補給艦プロテクターが、日本の外務省からの連絡（「カナダは核不拡散条約締約国で非核保有国であり、艦船に核兵器は積んでいない」）を唯一の根拠に、非核証明書を提出しないまま入港した。外務省は、同様の条例制定を検討している高知県に対して「外国軍艦の寄港を認めるか否かは国の事務であり、地方公共団体が関与、制約することは許されない」との北米局長名の見解を示した。理由として挙げられたのは、①米国軍艦は、日米安全保障条約及びその関連取り決めに基づき、わが国の港への出入りが認められている、②自治体による規制はあくまでも港湾管理者としての地位に着目してのものであり、外国軍艦の寄港に同意を与えるか否かの国の決定とは別個の問題である、の2点である。この見解は、戦後、地方自治体に港湾管理の権限が委任された理由、すなわち、港湾が国の管理下にあった戦時中に港湾が国家による戦争目的に恣意的に動員された事実の反省の上にあることに照らしても、検討すべき問題を含むであろう。橋本大二郎高知県知事は、1999年1月、「条例化は国の基本政策である非核3原則を地方自治体の立場から支援するものである」との見解を表明しており、鋭く対立している。³⁹⁾

第2節 国際社会における日本政府の主張とその背景

前節で述べた核兵器政策に基づいて、日本政府が国際社会で展開している主張も、原水爆禁止運動の要求とは大きく乖離している。

日本政府は、国連総会で提出される「核兵器使用禁止決議」には賛成していない。日米安保体制下でアメリカの「核の傘」に依存する政策をとる以上、米軍の核兵器使用の道を閉ざすことは整合性をもたないし、日本自身の「自衛のための核兵器使用」をさえ合憲とする立場とも矛盾するというであろう。こうした姿勢の背後には、先に述べたように、戦時における核兵器使用を違法とは考えない見解が存在している。

また、国連総会で繰り返し提案されている期限を切って核兵器廃絶条約の実現を求める決議にも、日本は賛成していない。

世界でも希な平和憲法をもつ被爆国・日本の政府が、核兵器の保有や使用に寛大な政策をとる理由は何か。憲法第99条によって「憲法を尊重し擁護する義務を負う」⁴⁰⁾はずの政府関係者が時に憲法を否定するような言動をとる背景にはいったい何かがあるのか。

その最大の理由は日米安全保障条約を基軸とする日米安保体制の存在であろう。

現在の安保条約は1960年に岸信介内閣のもとで改定されたものだが、その前身である旧安保条約は、1951年9月、サンフランシスコ講和条約とともに調印された。1945年に終結した第2次世界大戦後、日本はアメリカを中心とする連合国総司令部（GHQ）の施政下に置かれたが、1951年9月にアメリカ・イギリスなど48カ国と講和条約を結んだ。この講和条約は、それ以降の日本の方向を規定する性格を有したが、インド・ビルマ・ユーゴは欠席、中国は招待されず、ソ連・ポーランド・チェコスロヴァキアなどは調印を拒否したので、「全面講和条約」とはならなかった。

この講和条約と同時に調印された旧安保条約は、極東における米軍の軍事行動や米軍の日本へ

の駐留などについて定めた。在日米軍が出動するのは、①極東の平和と安全の維持に必要な場合、②大規模な内乱や騒擾を鎮圧するため日本政府から要請があった場合、③外部から武力攻撃が加えられた場合、などとなっている。占領終結後も米軍が日本に駐留し続ける方針をとった背景には、当時の世界情勢が関係している。アメリカが核兵器を占有していた戦後数年の間に、ヨーロッパには次々と社会主義国が誕生し、中国では共産党が政権の座につき、ソ連はアメリカの予想を越えて原爆実験に成功するなど、アメリカにとって好ましくない事態が進行した。そして、1950年6月25日には朝鮮戦争が勃発、日本の民主化を進めてきたアメリカは、こうした事態に直面する中で、日本を共産主義勢力拡大の防波堤と位置づけ、日本列島を極東の「不沈空母」として確保する戦略的必要性に迫られた。旧安保条約はそのために必要な手立てであったが、国民には、「武装解除されて有効な自衛手段をもたない日本のためにアメリカが軍事的手段で日本の安全を保障する」という説明がなされた。

1960年の改定安保条約は、この精神を受け継ぎつつ、さらに一步踏み込んだ。1957年に開かれた岸・アイゼンハワー会談でも「国際共産主義運動は依然として大きな脅威であり、自由諸国はひきつづきその力と団結を維持すべきである」という認識を共有し、日本は「対共産圏防波堤」としての役割を担い続けることになった。この時点では日本にはすでに「自衛隊」が存在したため、新安保条約は「日本の自衛力の存在を前提として、日米両国が日本の防衛と極東の平和と安全の維持のために行動する」という性格に変化した。

新安保条約第3条によって、日本は、「憲法上の規定に従うことを前提に」自衛力を増強する義務を負った。いわゆる「バンデンバーグ条項」である。憲法9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定しているので、これを「バンデンバーグ条項」の要請と調和させるためには、日本がもつことを禁止されているのは「国際紛争を解決するための戦力」であって「自衛のための戦力」は禁止されていないという解釈がとられた。その結果として、「自衛のためなら核兵器の保有も使用も可能」という解釈改憲にまで到達した。憲法前文には、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあるが、仮想敵国を想定し、その侵略の意図を前提に「自衛」のために必要と判断すれば核兵器の使用も辞さないという姿勢は、「諸国民の信義への信頼」という憲法上の表明とは相容れないという批判を免れ得ないであろう。

結 語

核兵器をめぐる世界情勢の今日の特徴は、①アメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の5カ国が依然として大量の核兵器を保有していること、⁴¹⁾②国際社会における核軍縮努力の蓄積にもかかわらず、核兵器分野における軍備管理・軍縮措置は核兵器廃絶の目標からは遠い部分的効果に止まっており、核保有国は未臨界核実験やコンピュータ・シミュレーションなどの新技術開

発によって、核兵器開発能力を確保しようとしていること、③加えて、インド・パキスタンの核実験および核保有宣言に象徴されるように、核兵器廃絶の方向に背馳する新たな核拡散の兆しさも現れていること、④その一方で、核兵器廃絶を希求する声は従来平和運動に取り組んできた人々の範囲を超え、かつて核保有国を含む国々の政治や軍事の中枢にあった人々を含む広範な層に拡大しつつあること、⑤そうした世界的趨勢の中で、核兵器の実戦使用による唯一の被害国・日本の政府は、核超大国アメリカとの軍事同盟関係のもとで核兵器の保有や使用に寛大な政策を遂行していること、⑥日本では、広島・長崎の被爆体験を原点とし、ビキニ被爆事件を契機に組織化された大衆的な原水爆禁止運動が根強く継続し、大国主義的干渉による分裂という困難を経験しつつも、なお持続的運動が全国各地で多様な共同の可能性を模索しつつ活発に取り組まれていること、などである。

WILPF（平和と自由のための国際婦人連盟）のイーディス・バランタイン氏は、「世界で核軍縮の必要を訴えつづけるという点で、日本のみなさんの運動ほど一貫性をもった強力な運動はほかにありません」と評した。⁴²⁾

藤原修氏（東京経済大学）は1996年9月に広島で開かれた国際シンポジウム“Rethinking Fifty Years of Nuclear Weapons—Challenge to and Implications for International Relations Theory and Global History”における報告“The Role and Significance of Contemporary Peace Movement”において平和運動の達成度に関する4つのディメンションを提示した。それらは、① policy change（政策転換）、② social education（社会教育）、③ movement maintenance（運動の維持）、④ individual empowerment（個々人のエンパワーメント）である。これらの4つの要素のうち、日本の平和運動の最大の課題は①の点であろう。原水爆禁止運動を含む戦後日本の平和運動は、アメリカや日本の核兵器政策に抵抗する面で少なからぬ成果を上げてきた。すなわち、日本の核武装を防ぎ、自主・民主・公開の原子力平和利用3原則や非核3原則などの平和的諸原則を実現し、全自治体の約3分の2の自治体の非核平和宣言や非核神戸方式などの地域レベルでの抵抗線を形成し、原水爆の被害者や科学者の共同によって被爆の実相の解明とその普及および被爆者援護を進め、多彩な反核文化運動の展開を通じて平和教育運動に貢献してきたことなどである。

国際的にも希有とすべきこうした持続的な活動（先の藤原氏の提起の第③ディメンション）の成果にもかかわらず、現在、原水爆禁止運動の主張と日本政府の核政策とは大きく乖離している。すなわち、運動の基調的主張が国の核兵器政策を変更させるには至っていないのである。核兵器廃絶を求める署名に何千万という市民が賛同⁴³⁾しながら、非核政策は国政選挙の投票行動の決定に際しての選択基準になり切れていない。

市民による原水爆禁止運動は、核兵器廃絶の実現にむけて非政府組織の運動としての固有の役割を果たすことができるが、核兵器政策を展開する主体が主権国家である以上、政府の核政策を転換することによって自らの主張を政府間の相互作用を重要な要素とする国際政治のダイナミズムに反映させることが可能となる。この間のフランスの核実験やインド・パキスタンの核保有に対する日本政府の批判は、「自国の安全保障はアメリカの『核の傘』に依存しているながら、他国の核政策について批判することには整合性がない」という反論を受けてきた。核政策の転換によって被爆国としての日本政府が国際社会で果たし得る役割は飛躍的に増大することが期待できようが、そのためには、前章において述べたように、日米安全保障条約を基軸とする日米軍事同盟

に依存した安全保障政策の是非が問われなければならない。この面では、「日米安全保障共同宣言」⁴⁴⁾に基づく「日米防衛協力のための指針」（いわゆる「新ガイドライン」）の展開によって作り出される諸矛盾——地域住民と軍事基地，地方自治体と中央政府，日本とアメリカ，アメリカと関係諸国など各レベルでの矛盾——を克服する基本方向が日本の原水爆禁止運動の展望の中で位置づけられ，安全保障政策の変革を求める国民運動として発展することが不可欠であろう。そのためには，党派性を超えて原水爆禁止運動に結集している広範な人々が，平和運動への参加を通じて国家安全保障政策の実態や政策決定と国民主権の関係について「教育」され（藤原氏の第②ディメンション），いっそう「エンパワー」される（第④ディメンション）ことが必要である。それは，政策転換（第①ディメンション）の実現にとっての必要条件と言えよう。

注

- 1) シャクティ：「力」の意味
- 2) 核分裂装置：いわゆる「原爆」（原子爆弾）
- 3) 熱核装置：いわゆる「水爆」（水素爆弾）。水爆は，火種となる核分裂装置（原爆）の爆発によって放出される超高圧・超高温によって重水素化リチウムの核融合反応（熱核反応）を誘発するタイプの核兵器。
- 4) 低爆発力装置：この表現では原爆とも水爆とも判断ができないが，威力から推定して原爆と考えられる。
- 5) ケトライ村：人口約1500人。5月11日の核実験当日の昼頃，兵士が巡回し，「大きな爆発がある。家の中にいてくれ。木が倒れるかもしれないので，木陰にもいないように」と伝えたと報道された（1998年6月18日付「朝日新聞」夕刊）。壁の亀裂の補修費や体の不調に対する治療費の補償がないという不満に加え，食糧・教育・医療が不十分なのに核開発に金を使い過ぎるという声がある。
- 6) ガンディー：モハンダス・カラムチャンド・ガンディ。1869年生まれ。通称・マハトマ（偉大な魂）。英国に留学，弁護士となり，南アのインド系企業の白人による人種差別の実態に触れ，その撤廃に努力。帰国後，自治を求めて国民会議派に参加。第1次大戦ではイギリスの「自治」の約束を信じて協力したが，戦後の弾圧強化で「非協力不服従運動」を提唱，民族運動の指導者となり，イギリスの退去を求める。第2次大戦後のインドとパキスタンの分離独立に際してヒンドゥ，イスラム両教徒の融和を訴えたが実らず，1500万人の難民と暴力の横行で混乱した。ヒンドゥ教徒を厳しく批判して恨みを買ひ，1948年，狂信的信者に暗殺された。
- 7) ネルー：インド共和国初代大統領。ケンブリッジ大学卒業。帰国後国民会議派に参加，ガンディーと協力して反英民族運動を指導。社会主義思想の影響を受け，国民会議派左派勢力の代表的人物。1929年，議長。ガンディー引退後は国民会議派の最高指導者となった。9回にわたって投獄されたが，1947年の独立と同時に首相兼外相となり国家建設を指導した。アジアの民族主義を代表し，米ソ対立の1950年代に第3勢力論を基調とする平和外交を積極的に展開した。社会主義型の国家建設は国内地主や資本家勢力の抵抗もあって十分な成果を上げられず，また，中印国境紛争も解決に至らなかった。
- 8) ムハンマド：イスラム教の創始者。5世紀末からアラビアのメッカを支配したクライシュ部族の出身。孤児として貧窮の生活を送った後，富裕な未亡人と結婚，隊商の一員として各地に旅行する中でキリスト教やユダヤ教に触れた。40歳の頃アッラーの啓示を受け，預言者として布教を開始。メッカの商業貴族の迫害を受けてイスラム教第2の聖地メジナ（ヘジラ）に移り，イスラム国家の建設を唱えた。630年にメッカを占領し，アラビア半島の大半を征服した。シリア遠征途上，死去。
- 9) イスラム教：「イスラーム」の表記の方が原語に近い。本来「自分のすべてを委ねる」ことを意味する。委ねる対象は「アッラー」であるが，アッラーは「定冠詞アル＋神を意味する普通名詞イラーフ」つまり，英語の the God（唯一なる神）の意。また，イスラーム教は「個の魂の救済」という

意味での宗教とは趣を異にし、政治や経済など社会のあり方全般を包含する規範としてあるため、「イスラム教」という表現よりは、単に「イスラーム」と表現した方が適切であるとされる。

- 10) プルトニウム原爆：核分裂特性を有する人工放射性核種プルトニウム239の原子核分裂に伴うエネルギーを利用した原爆。天然ウランの0.7%を占めるウラン235は原子核分裂特性を有するが、99.3%を占めるウラン238はそのままでは原子核分裂特性を持たない。しかし、ウラン238原子が原子炉内で中性子1個を吸収するとウラン239となり、さらにベータ壊変過程を2度繰り返して、ウラン239→ネプツニウム239→プルトニウム239と変化し、核分裂特性を獲得する。1945年8月6日に広島に投下された原爆はウラン235を原料とするものだったが、同年8月9日に長崎に投下された原爆はプルトニウム239を原料とした。したがって、プルトニウム239の生産のためにはウラン238に中性子を吸収させるための原子炉を必要とする。
- 11) 核燃料サイクル：ウランの採掘から精錬、燃料棒の製造、原子力発電所の運転、使用済み核燃料の再処理、抽出されたウランやプルトニウムの再利用に至るシステム。
- 12) バジパイ首相：アタル・ベハリ・バジパイ。1924年生まれ。42年、インド独立運動に参加し、逮捕、投獄される。ダヤナンド・アングロ・ベディック（DAV）大学院で政治学修士。民族義勇団（RSS）に加わり、57年、ジャンサン党から下院議員に初当選。77～79年、ジャナタ党政権下で外務大臣。80年、インド人民党を結成、初代総裁。96年5月、第1次バジパイ政権成立、わずか13日で総辞職。98年の選挙で再び第1党となり、3月19日に第2次バジパイ政権発足。
- 13) アヨーダイヤーのモスク破壊事件：バーブリー・マスジッド・モスクを破壊したヒンドゥー至上主義諸勢力は、同モスクはもともと「ラーマの生誕地に存在したヒンドゥー寺院を破壊した上に築かれたもの」というプロパガンダを展開した。（たとえば、粟屋利江著『イギリス支配とインド社会』2頁、山川出版社）
- 14) アフガニスタン戦争：1978年、アフガニスタン共和国で親ソ派がクーデター。翌79年2月、ソ連は政権の「ソ連離れ」を恐れ、友好善隣条約を根拠に軍事侵入、アミン政権を倒して親ソ派のカルマル政権を樹立。アフガニスタンのゲリラがパキスタンなどを根拠地に激しく抵抗、約10万のソ連軍は都市防衛で守勢に立ち、アメリカにとってのベトナム戦争と同様に、ソ連にとっての負担となる。国際的批判が激化し、1980年のモスクワ・オリンピックへの参加中止国続出。1988年、和平協定に基づきソ連軍が撤退。
- 15) シャリフ・パキスタン首相：ナワズ・シャリフ。1949年生まれ。パンジャブ大学卒業。父親の製鉄会社を発展させ、イティファク財団を築く。ジアウル・ハク大統領との親交から政界入り、85年、パンジャブ州首相。88年、保守連合「イスラム民主同盟」結成。90年総選挙で圧勝、首相就任。93年、汚職を理由に解任されたが、最高裁判所は解任を無効と判定。混乱收拾のため大統領、首相が辞任。97年2月の下院総選挙で自らが率いるパキスタン・イスラム教徒連盟（PML）が圧勝、首相復帰。
- 16) 連邦制：ネルーは、1956年に主要言語別に州を再編成する政策を実施。その結果州固有の文化が発展したが、統一を守ろうとする連邦政府の「中央主義」とカシミール、パンジャブ、アッサム、タミルナド州などの「地方主義」との綱引きも生じた。
- 17) 平和五原則：①領土・主権の尊重、②相互不可侵、③内政不干渉、④平等互惠、⑤平和的共存。
- 18) 平和十原則：①国連憲章尊重、②主権の尊重と領土保全、③諸国民相互の平等、④内政不干渉、⑤自衛権の尊重、⑥集団防衛の排除、⑦武力侵略の排除、⑧紛争の平和的解決、⑨協力の促進、⑩国際的正義と義務の尊重。
- 19) 非同盟主義＝ネルー（インド）、スカルノ（インドネシア）、ナセル（エジプト）、エンクルマ（ガーナ）、チトー（ユーゴスラヴィア）らによって主張された政策原則で、いずれの軍事同盟にも加わらず、緊張緩和、民族主義、反植民地主義を主張。
- 20) ブット・パキスタン前首相：ベナジル・ブット。1953年生まれ。故ズルフィカル・アリ・ブット首相の長女。パキスタン人民党総裁。77年、ジアウル・ハク陸軍参謀長（後の大統領）のクーデターにより軟禁、84年、イギリス亡命。86年帰国後軍事政権打倒に取り組み、88年の選挙に勝ち首相就任。

- 90年、カーン大統領により解任、93年総選挙に勝ち復帰。96年レガリ大統領により解任、97年選挙で惨敗。
- 21) 中国・フランスがこの種の核軍縮条約に参加しなかったことは、それ以前にもあった。1963年8月に米英ソ3国によって調印された部分的核実験停止条約（PTBT、正式名称は「大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を停止する条約」）にも中国・フランスは「大国の核独占体制反対」の立場から参加しなかった。63年10月10日の発効までに108カ国が調印した同条約は、一部の勢力は「全面軍縮実現のための第一歩」として歓迎したが、地下核実験は許容されたため核軍備競争を阻止することはできなかったことは周知の事実である。なお、部分的核実験停止条約において地下核実験を制限対象から除外したことに対する国際的批判が高まったため、米ソ両国は、1974年7月、「地下核実験制限条約」という2国間条約に調印した。TNT火薬換算で150キロトンを越える地下核実験を禁止したのもだったが、平和目的の地下核実験と区別できないという異論があった。米ソ両国は、1976年5月、平和目的の地下核実験も同じ基準で禁止する2国間条約「平和目的地下核実験条約」に調印した。検証手段の不十分さゆえに批准が遅れたが、両国は1990年6月に「地下核実験検証議定書」に調印し、12月に先の両条約の批准書を交換した。検証手段には岩石中の衝撃波の伝達速度と爆発威力の関係を利用した「コーテックス（CORTEX）」と呼ばれる装置を設置する方法が採用されたが、実験が未知の場所で行われる場合には役立たない。
- 22) 核兵器国：「核兵器の不拡散に関する条約」第9条3項に「この条約の適用上、『核兵器国』とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」と規定されている。
- 23) 国連安保理核不拡散決議（1998年6月6日）：〈抜粋〉＝①1995年のNPT延長会議で採択された「核不拡散と軍縮の原則と目標」に関する文書を想起する。②核保有5カ国がNPT第6条の核軍縮に関する公約を実現するとの決意を歓迎する。③インドとパキスタンの核実験を非難する。④両国に核実験の自制と、すべての国に核爆発実験を行わないよう呼びかける。⑤両国間の対話再開を促し、カシミール問題を含む緊張の根本的原因に対し解決策を探るよう奨励する。⑥核兵器や弾道ミサイルの開発と兵器用核分裂物質製造の即時停止を呼びかける。⑦核やミサイル開発のための機器や技術のインド・パキスタン両国への輸出停止を奨励する。⑧両国の核実験が南アジアとその周辺に与える悪影響を憂慮する。⑨インド・パキスタン両国には核保有国の地位がないことを想起する。⑩NPTとCTBTに未加盟国がすみやかに加盟するよう促す。⑪兵器用核分裂物質生産禁止（カットオフ）条約の早期合意をめざし、両国に積極的な交渉参加を促す。インドは「カットオフ条約の交渉に参加する」との意向を示している。
- 24) 先行する軍備管理・軍縮条約が、その後に関された軍事技術との関係で不都合を来す場合がない訳ではない。たとえば、アメリカは1970年代の半ば過ぎに中性子爆弾を開発したと見られているが、この核兵器技術の新展開と1963年の部分的核実験禁止条約とは、一面の矛盾を含んでいたと考えられる。中性子爆弾は熱線や爆風に転化するエネルギーの割合を極小化し、中性子線・ガンマ線などの放射線として放出されるエネルギーを極大化した核兵器である。すなわち、放射線照射によって人間を無能力化することを主要な目的とする特殊な小型水爆弾頭である。具体的には、野戦において広い範囲に展開する敵の重戦車部隊の上空で爆発させ、放射線によって兵士の脳神経を麻痺させることによって任務の遂行を不可能に陥れるような目的で使用されるものと推定されている。したがって、中性子爆弾は単発の使用よりは格子状（網の目状）の使用によって展開部隊全体の兵士を無能力化することが目指される（Joseph Rotblat著、安齋育郎他訳『核戦争と放射線』東京大学出版会、1982年）。したがって、性能確認のためには大気中核実験が重要な意味をもつが、アメリカは部分的核実験停止条約に束縛されているため、コンピュータ・シミュレーションによる評価を行わざるを得なかった。結果として「DS86」と言われる新しい線量評価システムが開発され、皮肉にもそれが広島・長崎の線量-効果関係を抜本的に見直す契機となった。
- 25) CTBTは1996年9月10日に国連総会特別会議で採択された条約であり、「あらゆる核実験」と「核保有国の核開発」を禁止するための条約であるが、核爆発を伴わない実験（臨界前核実験やコンピュ

ータ・シミュレーション)を禁止していないため、核兵器開発を禁止する効果は限定的なものでしかなかった。

この条約が発効するためには、核保有5カ国に加えて、インド・パキスタン・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)・日本など、核兵器開発能力をもつ44カ国が調印・批准することが条件とされているが、インドやパキスタンは不平等としてこれを拒否していた。インドは今回の核実験後、「インド政府はCTBTに何らかの形で参画することを検討する」と発表し、パキスタンのカーン外相も「インドが調印すればパキスタンも調印する」と言明していた。しかし、1998年6月時点での批准国はわずかに10カ国に過ぎなかった。

26) 第52回国連総会における投票行動(注:×=反対,△=棄権,○=賛成)

	賛	反	棄	米	英	仏	ロ	中	独	日	印	パ	イ
・中東での核拡散の危険	147	: 2	: 14	×	○	○	○	○	○	○	△	○	×
・南半球非核兵器地帯	131	: 3	: 34	×	×	×	△	○	△	△	△	○	△
・インド洋平和地帯	125	: 3	: 40	×	×	×	○	○	△	○	○	○	△
・国際司法裁判所の勧告的意見	116	: 26	: 24	×	×	×	×	○	×	△	○	○	×
・核兵器使用禁止条約	109	: 30	: 27	×	×	×	△	○	×	△	○	○	△
・軍縮における国連の役割	111	: 41	: 12	×	×	○	○	○	×	△	○	○	×

(米=アメリカ, 英=イギリス, 仏=フランス, ロ=ロシア, 中=中国, 印=インド, パ=パキスタン, イ=イスラエル)

27) 1968年のアメリカの国防報告は、「相互破壊能力、逆に言えば、双方とも破壊を免れる能力をもたないという状況が、戦略核戦争を回避しようとする最大の動機となっている」と述べていた。

28) この特別総会は国連史上10回目の特別総会であったが、軍縮問題を専議した特別総会としては歴史上初めてであったため、第1回軍縮特別総会(SSD-I)と呼ばれた。

29) この時の署名は、以下の3点を要請していた。

「再びヒバクシャをつくらないために、核兵器のない平和な世界をつくるために、私たちは次のことを国連に要請します。①広島・長崎の原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人びとに知らせること、②核兵器を使うことは人道に反する犯罪として禁止すること、③世界軍縮会議を開き、一日も早く核兵器の実験、使用、製造、貯蔵、拡散、配備を全面的に禁止する条約をつくること」。

この国民署名には原水協、原水禁、核禁会議、青年団、地婦連、生協連、宗教NGO、日本科学者会議など最も広範な人々が参加した。筆者はこの国連要請署名推進委員会の運営委員の一人であったが、かつてない多彩な団体から講演依頼を受けたことを鮮明に想起することができる。講演は時に日本舞踊の師匠の要請による深夜の稽古場だったり、音楽集団が借り切った昼下がりの喫茶店だったりした。また、故・中野好夫氏(東京大学名誉教授)から俳句人や文学者の集会での核問題に関する講演のための資料の作成を依頼されたりもした。核軍備競争が激化する一方で、原水爆禁止運動が分裂状態にあることに対する危機意識が多くの人々によって共有されていた状況のもとで、NGO被爆問題国際シンポジウム、国連要請署名、SSD-Iへの取り組みという具体的な課題が提起され、反核運動への共同の機運を一気に盛り上げたと考えられる。

30) 1987年以降、原水協、原水禁がかかわる世界大会がそれぞれ開催されてきたが、筆者は日本原水協、全国労働組合総連合、全日本教職員組合、日本私立大学教職員組合連合会、全司法労働組合、全国合唱団連絡会議、日本婦人団体連合会、日本平和委員会、日本中国友好協会、日本患者同盟、日本国家公務員労働組合連合会、日本映画放送産業労働組合、日本科学者会議、日本宗教者平和協議会、日本医療労働組合連合会、自由法曹団、新日本医師協会、全日本レクリエーションリーダー会議、日本母親大会連絡会、平和・民主主義・革新統一をすすめる全国懇話会、全日本学生自治会総連合、全国大学院生協議会など100近い団体によって構成される原水爆禁止世界大会実行委員会主催の世界大会に参加してきた立場にある。1998年の世界大会には19カ国、31各国団体および3国際団体から合わせて60名の海外代表が参加している。

31) 原水爆禁止世界大会は1977年～1985年の期間は統一開催されていたが、この時期の大会の主張については、拙著「核兵器廃絶の展望と日本の原水爆禁止運動」（立命館経済学、第35巻、第4号、665～693頁、1986年）を参照されたい。この期間の世界大会は考え方を異にする広範な人々によって担われていたから、大会の決議的文書において確認された主張点は、いわば日本の原水爆禁止運動の最大公約数的なものと考えることができる。77年～85年の再統一期の大会が採択した文書の基本的要求は、以下のごとくである。

- 1977年 全面的に核兵器を禁止する国際条約の締結
- 1978年 核兵器全面禁止国際協定（核兵器完全禁止国際条約）の締結
- 1979年 核兵器の実験・使用・製造・貯蔵および配備を全面的に禁止する国際条約の締結
- 1980年 核兵器完全禁止国際条約の締結
- 1981年 全般的完全軍縮のための拘束力のある軍縮条約の実現
- 1982年 核兵器完全禁止を最優先課題とする拘束力のある軍縮計画の策定、実行
- 1983年 核兵器の研究・開発・実験・製造・貯蔵・配備・使用の完全な禁止
- 1984年 核兵器の実験・研究・開発・生産・配備・貯蔵・拡散・使用の一切の禁止
- 1985年 核兵器の研究・開発・実験・生産・保有・貯蔵・配備・拡散・使用の一切を禁止する拘束力のある条約（核兵器完全禁止国際協定）の締結

1981年の世界大会宣言は「全般的完全軍縮」(general and complete disarmament) という一般的表現にとどまっているように思われるが、同宣言には併せて「核兵器使用禁止国際協定の締結、核兵器その他の大量殺戮兵器の研究・開発・製造・配備の即時モラトリアム、核実験全面禁止条約の締結」などが要求されている。各年の大会文書の表現が異なるのは、日本側起草委員（具体的には、アメリカ研究者の陸井三郎氏と筆者）によって作成された原案が多数の海外代表を含む数十人から（多い場合には）100人規模の起草委員会での複雑かつ困難な合意形成過程で修正を受けるためであるが、第2回国連軍縮特別総会を翌年に控えた1981年の大会文書には、とりわけアメリカで盛んに取り組まれていた「核凍結運動 (nuclear freeze movement)」の活動家たちの意見がかなり反映されている。これらの文書はその性格上「国際文書」であるが、起草作業は日本側の主導で行われる上、日本の諸団体の合意なしには成立し得ないものであり、日本の原水爆禁止運動関係者の合意水準を反映したものと考えることができる。なお、最終文書は「多数決」によってではなく「コンセンサス」によって採択された。

32) 同決議は国際司法裁判所の勧告的意見（“Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons”）を踏まえて、以下の4点を要求している。①国際司法裁判所の全員一致の結論、すなわち、厳格かつ有効な国際的管理のもとで、あらゆる面で核軍縮を実現するための交渉を誠実に遂行し、完遂する義務を負うことを強調する、②すべての加盟国がその義務を果たすため、核兵器の開発・生産・実験・配備・貯蔵・移転・威嚇および使用を禁止し、それらを廃絶するための核兵器禁止条約の早期締結にむけて、1998年に多国間交渉を開始する、③すべての加盟国がこの決議および核軍縮の履行にむけて行なった努力や対策を事務総長に報告し、事務総長は第53回総会にそれらについて報告することを要請する、④第53回総会の暫定議題に「核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見についての事後経過」という項目を含めることを決定する。

33) ギャロップの世論調査は“Nuclear-Free Local Authorities”の依頼によって行われたもので、1991年9月以来、核兵器に反対する人々の割合は増加の一途をたどっている。ドイツおよびカナダの調査結果はJanet Broomfield (jbloomfield@gn.apc.org) より入手。ドイツの世論調査は、核戦争防止国際医師会議ドイツ支部が計画したもので、「核兵器は基本的に国際法に違反するものであり、生産も貯蔵もすべきではない」という意見が93%、「ドイツ国内の核兵器は直ちになくすべきだ」という意見が87%であった。カナダの世論調査は“Angus Reid”によるもので、「インドやパキスタンなどの国々が核兵器を保有することは受容できない」とする意見が91%を占めた。

- 34) 『月刊保団連』1997年8月号, 25頁。
- 35) 核兵器の違法性に関する国際司法裁判所の審理においても、日本政府は「広島・長崎の原爆投下も含めて国際法違反であるとは言いきれない」ことを主張する予定であったが、国会審議を通じて、この表現は削除された。国際司法裁判所の審理過程では広島・長崎市長が証言する機会が設けられたが、日本政府は当初そのような機会を作ることを考えていなかった
- 36) 原爆被爆者対策基本問題懇談会は、大河内一男（東京大学名誉教授）、緒方彰（NHK解説委員）、茅誠司（東京大学名誉教授）、久保田きぬ子（東北学院大学教授）、田中二郎（元最高裁判所判事）、西村熊雄（元フランス大使）、御園生圭輔（原子力安全委員会委員）の7氏で構成された。1979年1月の社会保障制度審議会の答申（基本理念を明確にするための専門家組織を設けるべきことを提言）および同年4月25日の衆議院社会労働委員会の同趣旨の決議を背景に発足したもの。
- 37) たとえば、ジーン・R・ラロック退役海軍少将（第7艦隊の旗艦プロビデンス号の元艦長。国防総省の戦略計画部門に在籍。後に国防情報センター所長）は、1974年9月10日、アメリカ上下両院合同原子力委員会・軍事利用小委員会の核兵器拡散に関する聴聞会で次のように証言している。「わが空母は核能力がある。核兵器を積載できる。核兵器はその他にフリゲート艦、駆逐艦、潜水艦その他多種多様な艦艇にも積載でき、そして多くの場合、いやほとんどの場合、現実に積載されている。私の経験からすれば、核兵器を積載する能力のある艦艇は、どんな艦艇でも核兵器を積載している。これらの艦艇は日本なり、その他の国なり外国の港に入るとき核兵器を降ろさない」。また、1981年5月以降、エドウィン・ライシャワー元駐日アメリカ大使は、「軍艦や航空機による核兵器の領海通過や一時寄港をアメリカは「持ち込み」とは考えてこなかったし、このことは日本政府にも伝えてある」と述べたが、さらに、同年5月22日のワシントンでの記者会見では、「岩国基地沖に長期停泊していた揚陸艦サン・ホアキン・カウンティ号には、艦上攻撃機用の1.1メガトン水爆が数十発積載されていたこと」や、「日本の限られた政治家たちはアメリカの航空母艦が核兵器を積載したまま日本に入港していることを知らされていた」ことなどを証言した。1969年11月の日米共同声明に際しては、有事の際の核持ち込みを約束した秘密文書が佐藤・ニクソン両首脳間で取り交わされていたことも明らかにされている（若泉敬著『他策ナカリシト信ゼムト欲ス』）。
- 38) NCND=“neither confirm, nor deny”
- 39) 高知県において非核条例化を求める意見書の採択や決議は、県下53自治体中34自治体においてなされている。
- 40) “Bulletin of the Atomic Scientists”（1997年11・12月号）によれば、実戦配備中の核弾頭、予備の核弾頭、解体待ちの核弾頭を合わせて36110発と推定されている。
- 41) 最近の例では、1999年1月4日、中村正三郎法務大臣が法務省の賀詞交換会の挨拶の中で、「日本人は連合軍から国の交戦権は認めない、自衛もできない、軍隊も持たないような憲法をつくられて、それが改正できないというなかでもがいている」と発言して問題となった。
- 42) 『原水爆禁止世界大会の記録1998』（原水爆禁止世界大会実行委員会）124頁
- 43) 過去の日本の原水爆禁止運動における主な署名運動の集約数
 1950年ストックホルム・アピール署名（原子兵器を最初に使う者を犯罪者とする）645万人
 1954～55年 原水爆禁止署名（ビキニ被災事件時）約3400万人
 1978年 SSD-I（核兵器全面禁止要請署名）約2000万人
 1982年 SSD-II（核兵器全面禁止要請署名）約2800万人
 1990～94年 被爆者援護法の制定を求める署名 約1000万人
- 44) 1996年4月17日、橋本龍太郎首相（当時）とクリントン米大統領の合意で発表されたもの。主要内容は、①日米安保は21世紀へのアジア太平洋地域の安定と繁栄の基礎、②日米防衛協力のガイドラインの見直し、③沖縄米軍基地の整理・統合・縮小の推進。